

**【重要】** インフルエンザに感染した後、再登校時に提出していただいている

「証明書」の変更に関わるお知らせです。

令和2年11月26日

保護者の皆様へ

岡山市教育委員会

### インフルエンザに感染した後の再登校時の証明書の変更について

時下、保護者の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、これまで医療機関でインフルエンザと診断を受けた場合、再登校する際に医師の記入による「証明書」の提出をお願いしておりました。

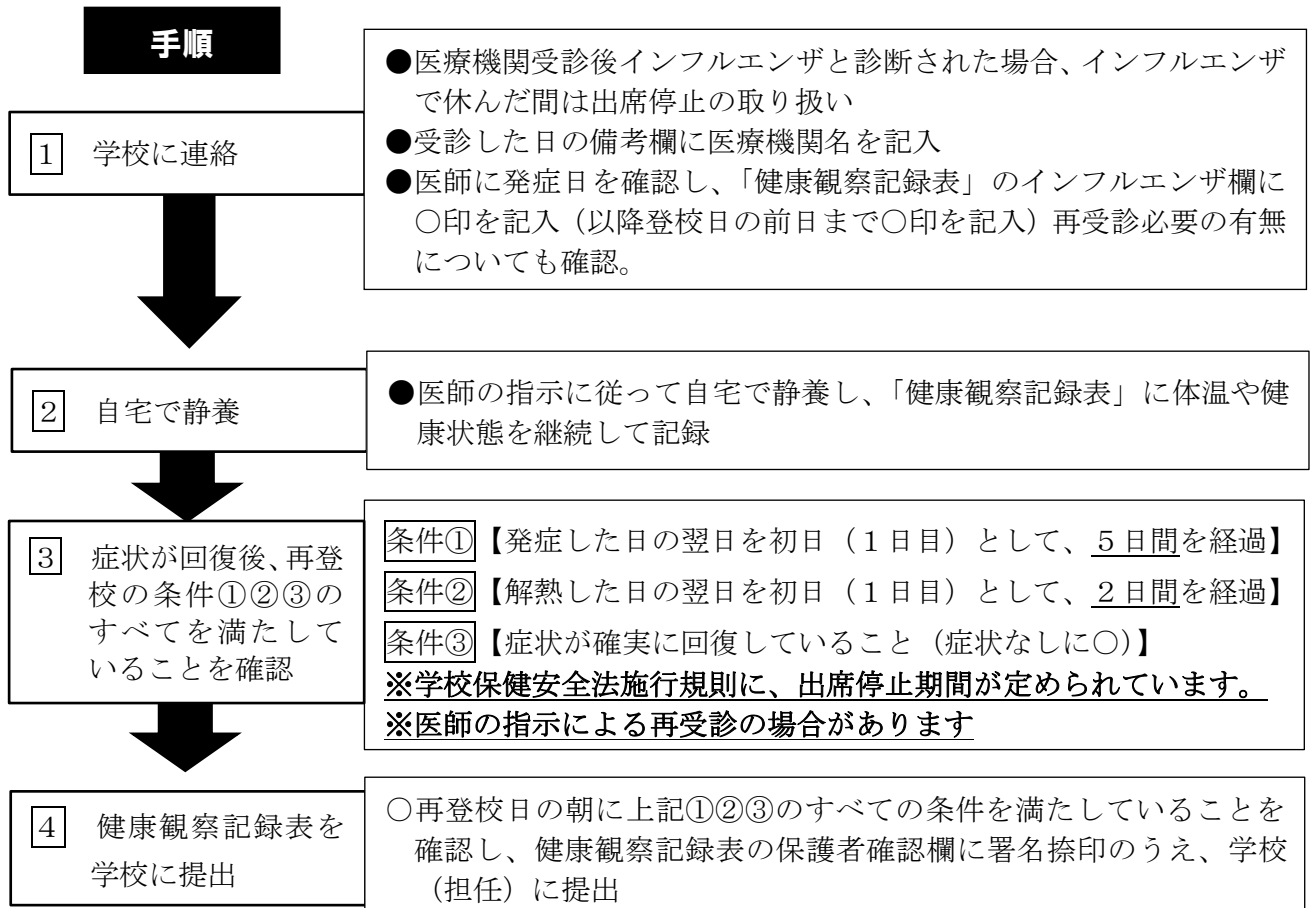
この度、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の懸念等から、令和2年12月1日以降の再登校に関して、これまでの医師の記入による「証明書」から保護者の記入による「健康観察記録表」を用いた方法に変更します。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、再登校時には確実に手続きを行っていただきますようお願いいたします。(再登校までの日数の数え方や記入の仕方については裏面をご参照ください。)

なお、今回の変更は、医師の記入による「証明書」の取り扱いについてのみであり、医師の指示による再受診の必要の有無については必ず医師にご確認ください。

また、インフルエンザ以外の感染症等の出席停止の扱いについてはこれまでどおり再登校時には医師の記入による「証明書」が必要になります。

記



**裏面に再登校までの日数の考え方、記入例がありますので、確認してください。**